

会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 傍聴の受付は、先着順とし、定員は20名とする。

2 傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、議事に入ってから会議が終了するまでの間は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他、会場内の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場させる場合がある。

附則

この要領は、平成23年12月10日から施行する。